

令和 8 年度 群馬県神流町シカ捕獲計画（シカ特別対策等事業（シカ特別対策））

1. 目的

神流町においては、緊急捕獲活動支援事業により、シカの捕獲を実施しているところであるが、シカによる農林業被害は依然として発生しており、特に林業被害額は県内で最も高い状況が続いている。また、令和 5 年度群馬県ニホンジカ生息状況調査業務から、シカの推定生息密度は、県平均が 9.26 頭／km² に対し、神流町は 12.6 頭／km² と、シカの生息密度が極めて高いことが分かっている。

このため、本事業により、シカの生息密度が高く林業被害が著しい地域である神流町を対象としたシカの集中捕獲を実施し、個体数を減少させることを目的とする。

2. 目標

（1）推進方針

叶山鳥獣保護区周辺、西みかぼ鳥獣保護区周辺を捕獲区域として設定し、シカの集中捕獲を実施する。

（2）目標捕獲頭数

上記区域において、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 8 日までの期間に、シカ成獣を 60 頭以上捕獲することを目標とする。

3. 事業実施体制に係る項目

（1）構成市町村、構成機関と役割分担

（事業実施主体：神流町）

範囲	構成機関	役割分担
神流町 （叶山鳥獣保護区周辺、 西みかぼ鳥獣保護区周 辺）	神流町	町実施事業の総括、計画 策定、捕獲確認及び支払 い
	神流町猟友会	銃器及びわなによる捕 獲、捕獲個体の埋設、捕 獲個体の報告

（2）農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

①捕獲計画の作成段階

野生鳥獣被害対策アドバイザー（小林拓哉氏）から、計画案について助言を得る。

②シカの集中捕獲の実施・推進段階

野生鳥獣被害対策アドバイザー（小林拓哉氏）から、捕獲実施期間の中間期にさらなる事業の推進に向けた対応方策や捕獲計画の変更について助言を得る。

③捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価段階

群馬県ニホンジカ専門部会長（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 秦研究員）から、事業の評価にあたって、成果について捕獲効率の観点からの評価手法及び評価結果について意見聴取する。

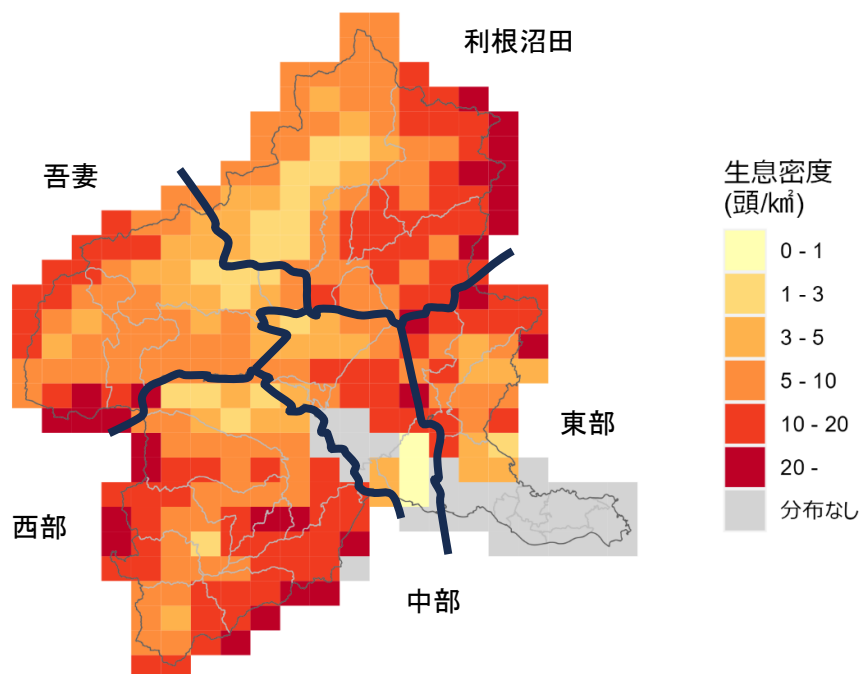
4. 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況、第二種特鳥獣管理計画の作成状況等

事業対象地域	被害防止計画	第二種特定鳥獣管理計画
神流町	計画期間：令和7年度～令和9年度	群馬県作成 計画期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日 管理区域：中部地域、西部地域（神流町含む）、吾妻地域、利根沼田地域、東部地域

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

（1）生息状況

群馬県内のニホンジカの生息地域は中山間地域を中心にほぼ全域に分布し、さらに平野部へと分布を拡大している。分布の中心は、県北東部及び県南西部である。



令和4年度ニホンジカ生息密度分布図（出典：令和5年度群馬県ニホンジカ生息状況調査報告書）

（２）生息数

群馬県では、平成 7 年度から平成 24 年度まで、区画法※¹による生息密度調査を県内各地で実施した。平成 25 年度からは、区画法から変えて糞塊法※²を用いて、生息状況調査を実施している。これらの生息状況調査結果に加えて、狩猟や許可捕獲での総捕獲頭数等のデータを活用し、ハーベストベースドモデルによる階層ベイズ法により生息頭数推定を行っている。令和 4 年度末時点における県内のシカ推定生息数は、35,598～43,991 頭（50％信用区間、中央値 39,467 頭）と推計された。また、神流町での同推定生息頭数は 770～2,299 頭（50％信用区間、中央値 1,296 頭）と推計された。

※ 1 生息密度調査の一つで、約 1 km²の調査地を設定しその内部を約 0.1 km²の小区画に分割し、各区画に調査員を一人ずつ配置して、一定時間内に分担区域を見落としのないよう一斉踏査し、直接カウント調査する。調査終了後に重複カウントを除き個体数を推定する。直接確認が出来ない場合もあるため、痕跡も併せて記録する。

※ 2 山の尾根上に 4～7 kmを目安とした踏査ルートを設け、ルートの左右 1 m 幅の範囲でシカの糞塊を探しながらゆっくりと歩いて行く方法。糞塊数から環境影響等を考慮し、生息密度を推定する。

（３）捕獲状況

令和 1 年度以降の年度別の狩猟及び許可捕獲による捕獲頭数の推移を下表に示す。

狩猟（頭）

地域	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
県全域	3,578	4,875	5,586	4,586	4,096	5,729
神流町	242	226	254	255	256	238

許可捕獲（頭）

地域	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
県全域	5,762	7,904	8,391	8,902	9,057	9,591
神流町	132	159	195	207	154	176

（４）被害状況

令和 1 年度以降の年度別のシカによる農林業被害状況の推移を下表に示す。

農業被害（千円）

地域	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
県全域	93,496	128,318	130,566	98,733	128,908	170,032
神流町	176	1,010	1,383	2,211	517	1,969

林業被害（千円）

地域	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
県全域	121, 862	136, 424	127, 365	121, 272	128, 636	106, 122
神流町	67, 438	74, 333	62, 353	57, 541	39, 526	31, 966

（５）その他

別紙「神流町周辺のニホンジカ生息状況調査」参照。

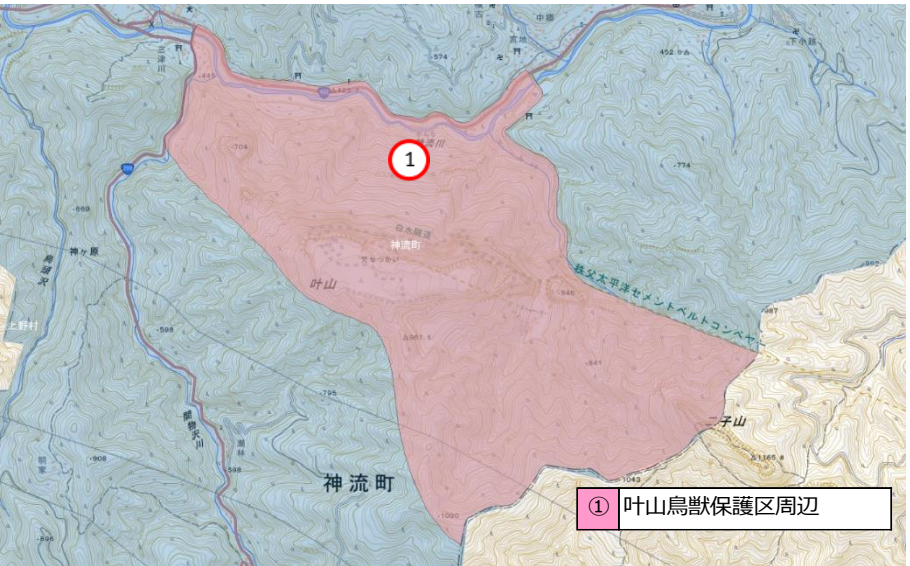
6．捕獲の対象地域等（シカ特別対策を実施する位置等を記載）

叶山鳥獣保護区周辺及び西みかば鳥獣保護区周辺。

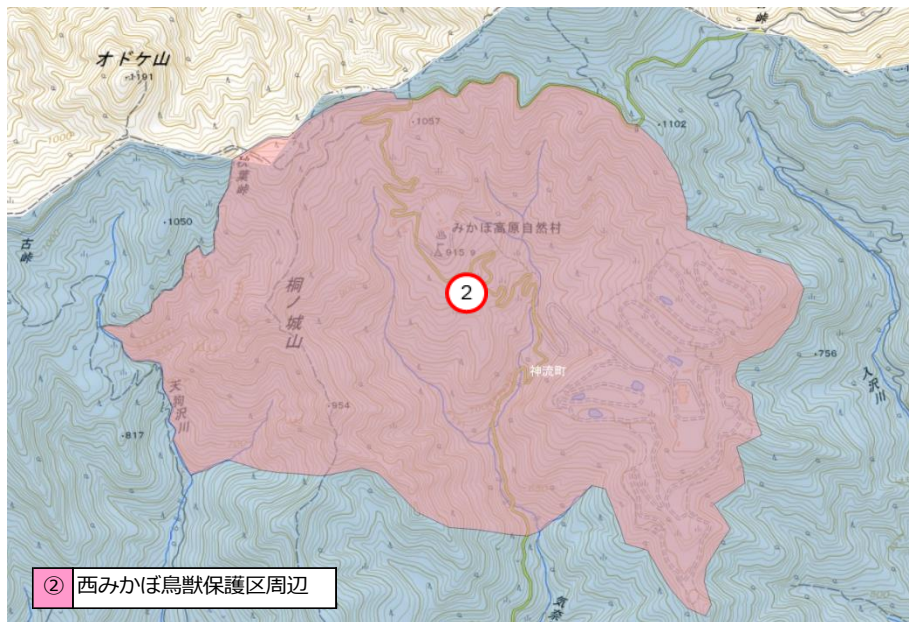
（広域図）



叶山鳥獣保護区（詳細図）



西みかぼ鳥獣保護区（詳細図）



7. シカの集中捕獲の内容

(1) 捕獲体制（捕獲者）

捕獲者は、捕獲期間内に本町において捕獲従事者として活動している者及びシカの捕獲を円滑且つ安全に実施できる技能熟練者であり、尚且つ過去10年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者とする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

神流町：60頭（令和8年10月1日から令和9年2月28日までの期間内）

(3) 捕獲方法

銃器、くくりわなによる。

※わな設置については、現地調査のうえ設置箇所を決定する。

(4) 捕獲期間

令和8年10月1日から令和9年2月28日

(5) 捕獲に要する経費

銃猟

時間払い 1,063円/時（うち国費 1,063円）

弾代 20,000円/名（うち国費 20,000円）

わな猟

頭数払い 18,000円/頭（うち国費 18,000円）

(6) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲の確認方法については、県が認めた市町村の職員とする。なお、捕獲個体の処理方法は、埋設を基本とする。

（７）捕獲目標に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価方法の設定

事業成果については、設定した目標の達成率が 70%未満の場合は、達成状況が低調であるものとする。また、捕獲効率は、任意の指標となる項目（日数当たり、金額当たり等）での効率化が図られているか、類似の取組事例（神流町で通常行っている緊急捕獲活動支援事業等や近隣市等の捕獲等）と比較して評価する。